

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の任命権者が別に定める者について（例規）

〔令和3年3月26日〕  
兵警務例規第22号〕

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の任命権者が別に定める者についてを下記のように定め、令和3年4月1日から実施する。

記

職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第13条第1項の任命権者が別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 職制又は定数の改廃のため廃職又は過員を生ずることにより退職した者
- (2) 勤務公署の移転により、通勤することが困難となったため退職した者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第2号の規定による免職により退職した者
- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者